

広報  NO. 58

しかべ



鹿小青空教室

横断歩道は

手を上げて

ただいま「交通事故死絶滅特別月間」が行なわれています。

北海道の交通事故による死者は、二年連続全国一を記録し、今年にはいっても増加が続いています。交通事故死絶滅特別月間は「悲惨な交通事故死を絶滅する」ことを重点目標としています。

運転者も歩行者も一人一人が交通ルールを正しく守り、悲惨な交通事故をなくしましょう。

私たちの村には信号機はありませんが、これからは行楽シーズンです。旅行で都市へ行ったときのために、正しい横断の仕方を身につけましょう。

鹿部小では青空教室を開き、正しい横断の仕方を勉強しました。横断歩道ではまっすぐ上に手をあげ、走っている車に横断中であることを知らせましょう。

親がまず手本を示そう正しい歩行

6月号

道立栽培漁業

総合センターの開所式典 盛大に終る

本村字本別の出来淵に建設された道立栽培漁業総合センターの開所式典が、去る五月十四日、鹿部村青少年会館に於て挙行され、同栽培センター中庭において祝賀会が催されました。

この日、水産庁関係者、国、道議会議員、道関係者、水産関係団体、管内市町村長、地元関係者など約三百人が列席し、水産庁長官などからの祝辞、あいさつがありました。

この栽培センターは、昭和四十五年建設着工、四十六年で竣工を見、昭和四十七年一月一日、建物面積二、四二〇・一七平方メートルをもち、正式に発足運営に入りました。

すでに各培養室、飼育槽には魚、貝類、海藻類などが入り、飼育試験がはじめられており、育てる漁業への振興にのり出しました。



栽培センター飼育棟内部

サケの稚魚四十五万尾を

鹿部川上流に放流

鹿部村と鹿部漁業協同組合は、このたび鹿部川上流にサケの稚魚四十五万尾を放流しました。この稚魚は四年生のもので、大体その周期をもって帰ると云われます。

この元氣なサケの稚魚は自から肌でこの川を覚え、遠い海へと旅に出て一人前になって又この川をのぼる日が来ることでしょう。

サケの放流はこれまで常呂川へ四十五年度から放流されて来ましたが、鹿部川での放流はこれが初めてのものです。



放流されたサケの稚魚

国民年金の話

国民年金に加入する人

「強制加入者」

問 私は漁師の妻で、国民年金に加入するのは義務と言われましたが、隣りに住む勤め人の奥さんが入っても入らなくても良いといわれたそうです。不公平じゃないでしょうか。

答 国民年金は日本国内に住所がある二十才以上六十才未満の方で、厚生年金、船員保険、各種共済組合等の制度に加入していない方、つまり自営業、漁業に従事している方又はその家族がご本人の意志に関係なく加入して頂くことになっていて、これらの人を「強制加入被保険者」とよんでおります。あなたはそのお一人なのです。

問 夫は会社に勤めて厚生年金に加入していますが、私も国民年金に加入して夫とは別に老後の年金を受けたいのですが。

答 国民年金制度には、義務ではないが、ご本人の希望で加入できる場合があります。こういう人を「任意加入被保険者」と言います。あなたの場合この制度に当てはまるわけです。任意加入した方は

は、強制加入者とは少しも違いません。老後だけでなくいろいろな事故にあった時にも年金がもらえます。あなたが老令に達した時、夫は厚生年金を、あなたは国民年金を、ご夫婦で受けられるわけです。手続は民生課の窓口で、印かん持参の上お申し出下さい。

児童手当受給者の皆さんへ

— 現況届をお忘れなく —

今年一月から児童手当が施行されたところですが、受給された方は、すべて毎年一回、六月一日から同月三十日までの間に「児童手当現況届」を役場に提出していただくことになっております。この届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況等について確認し、その年の六月から引き続いて児童手当の支給を受けるかどうかを決定する大切な届ですから必ず提出して下さい。もし、この届を出さないと引き続いて支給要件にあてはまっていなくても六月分以後の児童手当の支払を受けることができなくなりますのでご注意下さい。

住宅金融公庫の 資金貸付

昭和四十七年度

本年度の融資住宅資金の受付が次のとおりはじまりました。

住宅を建築予定の方、補修、増改築を予定する方は、漁業協同組合信用部で受付けておりますので申込んで下さい。

くわしいことは、役場建設課か組合信用部におたずね下さい。

▼受付期間

▼一般個人住宅（受付期間、五月十五日～九月三十日迄）

▼農山漁村住宅（五月十五日～九月三十日迄）

▼改良住宅（六月一日～十一月三十日迄）

ただし、貸付予定枠に達したときは、期間中でも締切ります。

▼貸付を受けることができる者

▼自分で居住するため、住宅を建設しようとする者

▼貸付金の償還が確実にできる見込みのある者

▼貸付金の償還に関し、確実な連帯保証人のある者

▼建設しようとする住宅に同居予定者がある者

▼日本国籍を有する者

キャンペーン資料六月分（札幌国税局）

相続税のあらまし

（相続とは）人が死亡すると、その人が持つ

ていた財産や債務を相続人が引き継ぎます。これを相続といいます。

相続人は、ふつう死亡した人の配偶者と子です。子がいないときは、配偶者と直系尊属（父母や祖父母）、子も直系尊属もいないときは、配偶者と兄弟姉妹が相続人となります。また、

相続開始前に子が死亡していて孫がいるときは、孫は子と同じ立場で相続人となります。

遺産の分けかたは、相続人の間で自由なまでによいことになっていますが、民法では、法定相続分として次のような割合を定めています。

- 一、相続人が配偶者と子の場合
配偶者三分の一、子三分の二
- 二、相続人が配偶者と直系尊属の場合
配偶者二分の一、直系尊属二分の一
- 三、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合
配偶者三分の二、兄弟姉妹三分の一

なお、同順位の者(子、直系尊属または兄弟姉妹)が数人いるときは、前記の割合をさらにそれらの者が均等に分けることになっていきます。

(相続税の計算)

相続や遺贈(遺言による贈与)によって財産を取得したときは、相続税がかかります。相続税の計算は次のようにして行ないます。

- 一、まず、遺産総額から、遺産にかかる基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額を差し引いて、課税される遺産総額を算出します
- 二、遺産にかかる基礎控除額は、八〇万円に相続人の数をかけた金額と四〇〇万円との合計額です。
- 三、遺産にかかる配偶者控除は、相続人のなかに、被相続人(死亡した人)との婚姻期間が十年

をこえる配偶者があるときに受けられるものです。控除額は、四〇〇万円に婚姻期間から十年を差し引いた年数をかけた金額ですが、四〇〇万円が限度です。

二、一で計算した課税される遺産総額を、各相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定した場合の金額を計算します。この金額にそれぞれ税率をかけて税額を算出し、その金額を合計します。これを相続税の総額といえます。

三、各相続人が納める税額は、二で計算した相続税の総額を、実際に取得した遺産額に応じてあん分したものです。配偶者や未成年者、身心障害者についてはさらに税額控除があります。

配偶者の税額控除額は、原則として、被相続人の遺産総額(この額が三、〇〇〇万円をこえるときは三、〇〇〇万円とします)を、相続人が法定相続分に応じて取得したものと計算した場合の、その配偶者の相続税額にあたる金額です。したがって、遺産総額が三、〇〇〇万円以下で、配偶者が法定相続分以内の財産を相続したときは、その配偶者は相続税を納めなくてもよいこととなります。

なお、次のいずれにもあてはまるべき配偶者の税額控除額は、一、〇〇〇万円と二〇〇万円に婚姻期間のうち十年をこえる年数をかけて算出した金額との合計額(最高三、〇〇〇万円)に対応する相続税額にあたる金額にすることができます。

- (一) 被相続人との婚姻期間が十年以上であること
- (二) 相続税の申告期限(死亡した日の翌日から六か月以内)までに遺産が分割されていること
- (三) 相続税の申告書を、申告期限内に提出していること

この場合は、被相続人との婚姻期間が二十年以上の配偶者が三、〇〇〇万円までの財産を相続したとき、その配偶者は相続税を納めなくてもよいこととなります。

これは、妻の座を優遇するために、今年の改正で新しく設けられた制度で、通常、被相続人との婚姻期間が十年以上の配偶者の場合は、相続税の申告期限内に遺産分割をし、申告書を提出すると有利になります。

未成年者の税額控除額は、一万円に未成年者が二〇歳に達するまでの年数をかけて算出した金額です。身心障害者の税額控除額は、一万円(特別障害者の場合は三万円)に、障害者が七〇歳に達するまでの年数をかけて算出した金額です。

(相続税がかからない財産)
相続税は、原則として被相続人のすべての財産にかかりますが、次のようなものには、相続税はかかりません。
一、墓所、仏壇、仏具など
二、相続人が受け取った生命保険金のうち、原則として相続

人ごとにそれぞれ一五〇万円までの金額
三、相続人が受け取った退職手当金のうち、原則として相続人ごとにそれぞれ八〇万円までの金額

四、相続の遺贈によって取得した財産を、相続税の申告期限までに、国や地方公共団体または特定の公益法人に寄付した場合のその寄付した財産

なお、遺族が受ける香典は、通常、税金の対象になりません。
(相続財産の評価)
相続税を計算するには、相続財産の価額がいくらであるかを評価しなければなりません。この評価は、相続したときの時価によることになっていきます。相続財産が現金や預金であれば、その額はすぐわかりますが、土地や建物などについては、評価しないとわかりません。財産の評価については基準が定められていますから、くわしいことは近くの税務署でおたずねください。

(相続税の申告)
遺産総額が、遺産にかかる基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額との合計額より多いときは、相続税の申告をしなければなりません。申告は、死亡

した日の翌日から六ヶ月以内に行なうことになっていきます。申告書の提出先は、被相続人の住所を所轄する税務署長です。
(相続税の納付)
相続税は、申告期限内に納税をすることになっていきます。しかし相続税を一度に納めることができないときは、年賦で納める延納や財産で納める物納の方法があります。延納や物納をしたいときは、相続税の申告期限内に、申請書を提出して税務署長の許可を受けることになっていきます。延納によって相続税を納める場合には、延納期間中は延納税額について年利七・三%の利子税がかかります。

相続税の速算表

各相続人の取得金額	税率	控除額
600千円以下	10%	千円
1,500	15	30
3,000	20	105
5,000	25	255
8,000	30	505
12,000	35	905
18,000	40	1,505
30,000	45	2,405
50,000	50	3,905
75,000	55	6,405
100,000	60	10,155
150,000	65	15,155
150,000 超	70	22,655

(注) 現在、国会で審議されている、相続税法の一部改正案をおりこんで作成したものです。

道楽家



住民実態調査の実施 についてお願い

(7月1日～15日)

当村では、最近急速に人口の流動が激しくなっておりますがこれに伴い住民基本台帳の登録をしていない人や、登録をしていても実際には居住していない人が多くなっておりますので国保、年金、児童手当、選挙等の事務に支障をきたすと同時に、せっかくの権利を失うこともあります。これらを防止するためにも住民の実態を正確にはあくする必要があるため7月1日現在をもって、10名の調査員(村職員)が全世帯を調査することになりましたので御協力下さるようお願いいたします。

◎ 10万円がこんなにふえます。

預けた期間	受取金額(元利金)	利回り
2年	112,005円	年6.00%
3年	119,405円	年6.47%
4年	126,676円	年6.67%
5年	134,391円	年6.88%
10年では	180,611円	年8.06%

○無税です。

夏のボーナスは、もっぱら貯蓄

◎ 夏ボーナスは

郵便貯金に……

鹿部郵便局

郵便局たより

型といわれており、総理府の家計調査により昭和四十四年にはボーナス手取額の六十三%、四十五年には五九%、四十六年には六〇%と約六割以上が貯蓄されていくという数字がでてきます。ところで郵便貯金のふえ方は、月によって異なっていますが最も大きくふえるのは、六月・七月・十二月・一月のボーナス期で、年間の増加額の七〇%ちかく占めています。

このことをみても、いかに郵便貯金がボーナス貯蓄として利用されているかがわかります。このように郵便貯金が好評なのは郵便貯金、ことに定額貯金の半年ごとに利子が利子を生む半年複利の計算方法がボーナス利殖にピッタリだからです。

定額貯金は最初のわずか半年間だけすえ置くだけで、あとは自由に払もどしができ、しかもおけばおくほど高い利子が預入の時にさかのぼってつきます。

大切なボーナスは、ためらうことなく郵便局の定額貯金へお預けください。

村の人口

総数 4,856人
男 2,396人
女 2,460人
世帯数 1,046人

(昭和47年5月31日現在)

特設人権相談所を開設

人権問題でお困りの方はお気軽にご利用下さい。

- ▷ 開設日時 6月13日 午前10～午後3時迄
- ▷ 開設場所 鹿部村役場小会議室(二階)
- ▷ 相談員 函館法務局人権擁護課長村内人権相談員
- ▷ ご相談は無料です。